放射性	E物質に汚染された農業集落排水汚泥の処分推進	施策番号160		
福島復	夏興再生基本方針における該当箇所	府省庁名		
頁	54	農林水産省		
章	第3	<b>展</b> 你小庄自		
節	2	作成年月		
項	(10)	平成25年5月		
目	②(ii)	十成25年5月		
予算措置の状況				

# 施策の内容

〇県及び事業者である市町村と情報交換を行い、課題を把握するとともに、関係省庁等と連携を図りながら、事業者が処分を行うこととされている8,000Bq/kg以下の農業集落排水汚泥の処分や再利用を推進。

# 施策の進捗状況及び今後の予定

- ○県及び関係市町村との情報交換会や関連情報の説明会を実施。
- ○処分や再利用に係る検討、基準や事例の情報提供等を実施。
- 〇引き続き、仮置きされた汚泥の把握を行いつつ、関係省庁、県、市町村関係者等と連携を図りながら、適切な対応を実施。

ため池	9等汚染拡散防止対策実証事業	施策番号160-2
福島復	夏興再生基本方針における該当箇所	府省庁名
頁	54	農林水産省
章	第3	<b>長</b> 杯小庄自
節	2	作成年月
項	(10)	平成25年5月
目	②( ii )	十成23年5月

### 予算措置の状況

### 【平成24年度(補正)】

・ため池等汚染拡散防止対策実証事業 700百万円【復興特会】

### 【平成25年度】

・ため池等汚染拡散防止対策実証事業 1,930百万円【復興特会】

# 施策の内容

〇ため池等の農業水利施設の水質・底質の放射性物質汚染状況のモニタリング調査を行い、分布や動態の傾向の分析を行うとともに、農業水利施設等からの放射性物質の拡散を防止する対策工の検討・ 実証を行う。

### 施策の進捗状況及び今後の予定

○専門家の助言を得つつ、ため池等の農業水利施設のモニタリング調査を実施するとともに、汚染拡散防止対策工を効果的に実施。その成果を汚染拡散防止技術対策の技術書としてとりまとめ、公表。

放射性	<b>上物質汚染廃棄物処理事業</b>	施策番号161
福島復	夏興再生基本方針における該当箇所	府省庁名
頁	54	環境省
章	第3	<b>垛</b> 現目
節	2	作成年月
項	(10)	平成25年5月
目	②( ii )	十成25年5月

### 予算措置の状況

### 【平成25年度】

放射性物質汚染廃棄物処理事業:97,100百万円の内数【復興特会】

#### 施策の内容

○放射性物質汚染対処特措法に基づき、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を迅速に処理し、環境の 汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。

# 施策の進捗状況及び今後の予定

#### 【対策地域内廃棄物】

- ○平成24年6月に南相馬市、楢葉町等の対策地域内廃棄物処理計画を策定。
- 〇仮置場や仮設焼却炉の設置場所について、自治体と調整中であり、決定次第事業発注を実施予定。 〇南相馬市塚原地区(平成25年2月~)、吉名地区(平成25年4月~)、楢葉町波倉地区(平成25年3月 ~)、前原地区(平成25年4月~)、川内村(平成25年3月~)において、現地選別を実施の上、仮置場に 災害廃棄物等の搬入を開始。
- 〇中間処理後の焼却灰等の処分については、既存の管理型処分場に処分することを検討している。
- 〇これら施設の設置等のためには、地域住民の方々の御理解を得ることが必須であり、住民説明会の 開催等、十分な説明機会を設けていく予定。

#### 【指定廃棄物】

- 〇下水汚泥等の福島県内で発生する10万Bq/kg以下の指定廃棄物については、富岡町にある民間管理型処分場での処分を行うべく、関係者と調整を実施しており、引き続き調整を行っていく。
- ○下水汚泥については、臭気対策や保管スペースの確保の観点から、必要に応じて減容化に係る実証 事業を実施しており、今後も、引き続き実証事業を実施していく。
- ・堀河町終末処理場:平成23年度に実証事業を開始し、平成25年度中の運転に向けて、今年度は設計、乾燥施設設置を実施。
- ・県中浄化センター: 平成25年度中の焼却施設設置及び施設の運転に向けて、今年度から設計等を実施。

避難指	旨示区域における工事廃棄物等への対応のための連携体制の構築	施策番号162	
福島復	関連再生基本方針における該当箇所	府省庁名	
頁	54	※施策の内容を参照	
章	第3	<b>太旭泉の内谷と参照</b>	
節	2	作成年月	
項	(10)	平成25年5月	
目	②( ii )	十成23年5月	
予算措置の状況			

# 施策の内容

避難指示区域における復旧・復興工事から生じる工事廃棄物等への対応のため、現地において関係 行政機関(復興庁・環境省・原子力災害対策現地本部・農林水産省・国土交通省・福島県・関係市町村 等)が連携して課題を解決する体制を構築し、仮置場確保や処分に関する課題解決を図るもの。

# 施策の進捗状況及び今後の予定

避難指示区域における復旧・復興工事から生じる工事廃棄物等への対応のための体制構築について 関係各省、福島県及び関係市町村等との調整を行い、「避難区域内で生じる工事廃棄物等への対応の ための連携協議会」を設置し協議を開始する予定。